

消費生活



通信

令和7年1月
vol.171

岡役場町民課
消費生活センター
☎27-1958 (直通)
※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です



国民生活センター「見守り新鮮情報」より



自動音声がかかる不審な電話にご注意

自動音声 (例)「この電話は2時間後に使えなくなります」
「未納料金があります」



自動音声 (詳細は/継続利用希望の方は/担当者にお繋ぎしますので...)
(例)「1を押してください」 ※1ではない数字の場合もあります

自称職員・担当者(詐欺犯)



- ・ 個人情報を知られる (住所、氏名、生年月日...)
- ・ 架空請求を受ける (有料サイト利用料金...)

- ・ 心当たりの無い電話がかかってきたら、電話を切りましょう。
- ・ 内容を確認したい時は、音声ガイダンスには従わず、相手が名乗った省庁や企業の連絡先を自分で調べて、直接問い合わせるようにしましょう。

重大な事故につながる恐れも! 長期使用の石油ファンヒーター

- ・ 石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化します。
- ・ 業界団体などでは、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としています。購入から長期間経過している場合は、不具合がなくても安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。
- ・ たとえ年数が経っていても、機器に異常を感じたら、ただちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼しましょう。
- ・ 石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法の特定製品として指定されています。国が定めた安全基準に適合していることを示す「PSCマーク」がついた製品を使いましょう。

相談受付状況

月	件数	主な内容
10月	13件	電話勧誘(電気、光回線、カニ、着物の買い取り)、定期購入(ファンデーション、化粧クリーム)、不審な電話、ゲーム課金、賃貸アパート、投資詐欺
11月	18件	

令和6年4月1日に相続登記が義務化になりました。新潟県司法書士会では、毎年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記について県内各司法書士事務所にて無料相談を実施しております。この機会にお近くの司法書士事務所にお気軽にご相談ください。無料で相続登記のご相談に応じます。

時 令和7年2月1日(土) 2月28日(金) ※各事務所 執務時間内(各事務所へお問い合わせください)

所 県内各司法書士事務所
また、次の機関では1年を通じて無料相談に応じておりますので、ぜひご利用ください。

○司法書士無料相談
毎週水曜日 午後1時30分～4時
☎025・244・5121 (面談・電話相談要予約)

○司法書士総合相談センター
平日午前10時～正午、午後1時～4時
☎025・240・7867

○多重債務ホットライン
平日午前10時～正午、午後1時～4時
☎025・240・7974

問 新潟県司法書士会
新潟市中央区笹口1丁目11番地15
☎025・244・5121

司法書士による相続登記の無料相談月間